

## 介護保険事業者の指定・更新に係る手数料徴収開始のご案内

平成 30 年 4 月 1 日受理分から

指定地域密着型サービス事業者（介護予防含む）・指定居宅介護支援事業者の新規指定・指定更新申請に手数料が必要となります。

## 【手数料の額】

事業の種類	手数料（新規申請）	手数料（更新申請）
指定地域密着型サービス事業者	1 件につき 30,000 円	1 件につき 11,000 円
指定地域密着型介護予防サービス事業者	1 件につき 30,000 円	1 件につき 11,000 円
指定居宅介護支援事業者	1 件につき 30,000 円	1 件につき 11,000 円

※ 同一事業所において実施する、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスに係る指定を併せて受ける場合の申請は、1 件とします。（一体的に運営しようとする場合に限られる。）

※ 審査の結果、新規指定・指定更新がされない場合がありますが、その場合でも手数料はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

## 【納付方法】

1. 申請時に当課で納付書をお渡しいたします。
2. お近くの金融機関で手数料を納付してください。
3. 納付後、領収書の写しを当課にご提出ください。

## 【問い合わせ窓口】

平群町役場 福祉こども課 高齢・介護保険係  
場所 平群町吉新 1-1-1  
電話 0745-45-5872